

2022年2月10日

お客様各位

日本農薬株式会社

農薬登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

適用拡大 2022年2月9日付(2件)

(1) 日農ベフトップジンフロアブル

登録第21862号

- ①使用方法の追加：かんきつ（みかんを除く）、みかん/無人航空機による散布（25倍、8ℓ/10a）
- ②適用病害虫名の追加：かんきつ（みかんを除く）、みかん/貯蔵病害（黒斑病）/1500倍、25倍
小麦/葉枯症、赤さび病（800～1000倍）
- ③希釈倍数の変更：小麦（雪腐大粒菌核病）/750倍⇒750～1000倍

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミノクタジンを 含む農薬の 総使用回数	チオファネートメチルを 含む農薬の 総使用回数
小麦	うどんこ病 葉枯症 赤さび病	800～ 1000倍	60～180 ℓ/10a	収穫 14日前 まで	3回以内 (出穂期 以降は 1回以内)	散布	4回以内 (種子への 処理は 1回以内、 散布及び 無人航空機 散布は 合計3回以内、 出穂期以降は 1回以内)	4回以内 (種子への処理は 1回以内、 散布及び 無人航空機散布は 合計3回以内、 出穂期以降は 2回以内)
	赤かび病	250倍	25ℓ/10a					
	紅色雪腐病 雪腐大粒菌核病	750～ 1000倍	60～180 ℓ/10a	根雪前		無人 航空機 による 散布		
	赤かび病	8倍	0.8ℓ/10a	収穫 14日前 まで				
みかん	貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病) 貯蔵病害(軸腐病) 貯蔵病害(こうじかび病)	1500倍	200～700 ℓ/10a	収穫 7日前 まで	3回以内	散布	3回以内	8回以内 (塗布は3回以内、 散布、空中散布及び 無人航空機散布は 合計5回以内)
	貯蔵病害(黒腐病)							
かんきつ (みかんを 除く)	貯蔵病害(炭疽病) 貯蔵病害(白かび病) 貯蔵病害(すす斑病)	25倍	8ℓ/10a	収穫 前日 まで	2回以内	散布	2回以内	8回以内 (塗布は3回以内、 散布及び 無人航空機散布は 合計5回以内)
	貯蔵病害(黒斑病)	1500倍	200～700 ℓ/10a					

(日農ベフトップジンフロアブル つづき)

【変更する注意事項】

- ・ボルドー液とは沈殿を生じるので混用しないこと。塩化銅等の無機銅剤との混用はさけること。
- ・日本なし、もも、うめ等の果樹、稲、きゅうり、あぶらな科作物、まめ類には、葉に薬害を生じることがあるのでかからないように注意して散布すること。
- ・かんきつの施設栽培で果実の着色終了前に使用する場合、果実に着色むらを生じるおそれがあるので、降雨時等の極端な多湿条件下での散布はさけること。

(2) パレード 20フロアブル

登録第 24071 号

使用方法の追加: はくさい(菌核病)/2000~4000 倍、散布

キャベツ(菌核病)/16 倍(1.6ℓ/10a)、32 倍(3.2ℓ/10a)、無人航空機による散布

ブロッコリー(菌核病、黒すす病)/16 倍(1.6ℓ/10a)、32 倍(3.2ℓ/10a)、無人航空機による散布

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピラジフルミドを含む農薬の総使用回数
はくさい	黒斑病 白斑病	2000~ 4000倍	100~300ℓ/10a	収穫前日 まで	3 回 以内	散布	3回以内 (灌注は1回以内)
	菌核病						
	苗立枯病 (リゾグニア菌)	100倍	セル成型育苗トレイ1箱 または、ペーパーポット 1冊(約30×60cm、 使用土壌約1.5~4ℓ) 当り0.5ℓ	育苗期後半 ~定植当日	1回	灌注	
キャベツ	株腐病 根朽病	2000~ 4000倍	100~300ℓ/10a	収穫前日 まで	3回 以内	散布	
	菌核病						
		32倍	3.2ℓ/10a				
	苗立枯病 (リゾグニア菌) 根朽病	100倍	セル成型育苗トレイ1箱 または、ペーパーポット 1冊(約30×60cm、 使用土壌約1.5~4ℓ) 当り0.5ℓ	育苗期後半 ~定植当日	1回	灌注	
ブロッコリー	菌核病 黒すす病	2000~ 4000倍	100~300ℓ/10a	収穫前日 まで	3回 以内	散布	3回以内
		16倍	1.6ℓ/10a			無人航空機 による散布	
		32倍	3.2ℓ/10a				

(パレード 20 フロアブル つづき)

【変更する注意事項】

・無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカート等の塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後は次の項目を守ること。
 - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

以上